

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

	ページ
◇ 規 則	
○ 北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則【総務局情報政策部情報政策課】	3
○ 北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則【総務局人事部人事課】	4
◇ 訓 令	
○ 北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令【総務局総務部文書課】	5
◇ 告 示	
○ 北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示【産業経済局新成長戦略推進部中小企業振興課】	6
○ 徴収事務の委託（2件）【産業経済局観光にぎわい部渡船事業所】	7
◇ 公 告	
○ 大規模小売店舗の新設の届出【産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課】	9
○ 特定調達契約の落札者の決定【消防局総務部総務課】	11
○ 北九州市屋外広告物条例による講習会の実施【建設局総務部管理課】	12

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第2の規則で定める事務に、30歳以上50歳未満の者に係る国民年金の保険料の免除の特例に係る事務を加えることにしました。

この規則は、平成28年7月1日から施行することにしました。

◇北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

保健福祉局にワンヘルス国際会議支援室を新設することにしました。

この規則は、平成28年7月1日から施行することにしました。

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成２８年６月２７日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第５９号

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則の一部を改正する規則

北九州市個人番号の利用に関する条例別表第２の規則で定める事務及び情報を定める規則（平成２７年北九州市規則第５５号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１号中「第９０条の２第１項」の次に「、第２項若しくは第３項」を、「第１９条」の次に「若しくは政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成２６年法律第６４号。次条において「平成２６年国民年金法等改正法」という。）附則第１４条第１項」を加える。

第１５条第１号中「第９０条の２第１項」の次に「、第２項若しくは第３項」を、「第１９条」の次に「若しくは平成２６年国民年金法等改正法附則第１４条第１項」を加える。

付 則

この規則は、平成２８年７月１日から施行する。ただし、第１４条第１号の改正規定（「第９０条の２第１項」の次に「、第２項若しくは第３項」を加える部分に限る。）及び第１５条第１号の改正規定（「第９０条の２第１項」の次に「、第２項若しくは第３項」を加える部分に限る。）は、公布の日から施行する。

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市規則第60号

北九州市事務分掌規則の一部を改正する規則

北九州市事務分掌規則（昭和43年北九州市規則第75号）の一部を次のように改正する。

第1条保健福祉局保健衛生部の項の次に次のように加える。

ワンヘルス国際会議支援室

第3条保健福祉局保健衛生部の項の次に次のように加える。

ワンヘルス国際会議支援室

(1) 室の庶務に関すること。

(2) 世界獣医師会—世界医師会ワンヘルスに関する国際会議に関すること。

第7条中「障害者就労支援室長」の次に「、ワンヘルス国際会議支援室次長」を加える。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年7月1日から施行する。

(北九州市会計規則の一部改正)

2 北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1の会計管理者の命を受けてつかさどる当該局部課において取り扱う現金、物品及び有価証券並びに使用不能物品の出納保管事務の項中

「

	食品監視検査課	食品監視検査課長	を
--	---------	----------	---

「

	食品監視検査課	食品監視検査課長	に
ワンヘルス国際会議支援室		ワンヘルス国際会議支援室次長	

改める。

北九州市訓令第5号

庁中一般

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市副市長以下専決規程の一部を改正する訓令

北九州市副市長以下専決規程（昭和43年北九州市訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1の部長の欄中「保健所担当部長」を「保健所担当部長
ワンヘルス国際会議支援室長」
に改め、同表の課長の欄中「障害者就労支援室長」を「障害者就労支援室長
ワンヘルス国際会議
支援室次長」
に改める。

付 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

北九州市告示第314号

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市中小企業融資制度要綱の一部を改正する告示

北九州市中小企業融資制度要綱（昭和44年北九州市告示第55号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「第10号」を「同項第10号」に、「又は商工会議所」を「、商工会議所又は金融機関」に改める。

付 則

この告示は、平成28年7月1日から施行する。

北九州市告示第 3 1 5 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所における若戸航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 8 年 6 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
関門汽船株式会社	北九州市門司区西海岸一丁目 4 番 1 号	平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市告示第 3 1 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項及び北九州市会計規則（昭和 3 9 年北九州市規則第 4 9 号）第 4 0 条第 1 項の規定により、北九州市渡船事業所における小倉航路の使用料及び手数料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成 2 8 年 6 月 2 7 日

北九州市長 北 橋 健 治

受 託 者		委 託 期 間
名 称	住 所	
松山・小倉フェリー 株式会社小倉支店	北九州市小倉北区浅 野三丁目 1 0 番 3 1 号	平成 2 8 年 4 月 1 日から平 成 2 9 年 3 月 3 1 日まで

北九州市公告第481号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は意見書を北九州市長に提出することができる。

平成28年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）ドラッグコスモス足立店
北九州市小倉北区宇佐町二丁目707番11他
- 2 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品
代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号第一福岡ビルS館4階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成29年2月21日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,713平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
48台
 - (2) 駐輪場の収容台数
10台
 - (3) 荷さばき施設の面積
27.0平方メートル
 - (4) 廃棄物の保管施設の容量
9.00立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前10時から午後10時まで

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前9時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

出入口2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後11時まで

8 届出年月日

平成28年6月20日

9 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区内1番1号

北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

10 縦覧期間

平成28年6月27日から同年10月27日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

11 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成28年10月27日までに北九州市産業経済局新成長戦略推進部商業・サービス産業政策課に到着するように提出すること。

(1) 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名

(2) 住所又は所在地

(3) 連絡先電話番号

(4) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(5) 意見

北九州市公告第482号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約につき、落札者を決定したので、北九州市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年北九州市規則第78号）第12条第1項の規定により次のとおり公告する。

平成28年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 特定役務の名称及び数量
門司消防署プレハブ庁舎の借入れ 一式
- 2 この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地
北九州市消防局総務部総務課
北九州市小倉北区大手町3番9号
- 3 落札者を決定した日
平成28年5月26日
- 4 落札者の名称及び住所
日東工営株式会社 北九州出張所
北九州市小倉北区浅野一丁目2番39号
- 5 落札金額
6,890万4,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告をした日
平成28年4月15日
- 8 落札方式
最低価格による。

北九州市公告第483号

北九州市屋外広告物条例（昭和38年北九州市条例第68号）第24条第1項の講習会を次のとおり実施する。

平成28年6月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 開催日時

平成28年9月5日午前9時50分（受付開始9時15分）から午後5時まで

2 開催場所

福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県庁 3階講堂

3 講習会の教科

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講資格

年齢満15歳以上の者（平成28年9月5日現在）

5 受講申請書の受付期間

平成28年8月15日から同月26日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）

6 受講申請書の受付場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市建設局総務部管理課